

求職者支援訓練コース案内

【3月開講】 【実践コース】

【トレーニングインストラクター養成科(託児)】



訓練コース番号 5-04-40-002-20-0174 訓練実施機関名 一般社団法人全日本コンディショニングコーチ協会

訓練期間	令和5年3月22日(水) ~ 令和5年9月19日(火)	土日祝日の訓練の有無	無
訓練時間	9時30分 ~ 16時00分		
訓練概要	身体の仕組みから詳しく学習することで、個々の体力や目的に応じたトレーニングメニューを実際に作成し指導ができるようになる。また指導者として必要なコミュニケーションスキルやプレゼンテーションスキルを学ぶ。【オンライン対応コース】		
訓練対象者の条件	自宅にパソコン等の情報通信機器を備え、通信費の負担ができる(オンライン訓練実施時、希望者のみ)		
注意事項	当コース受講に関する条件です。求職者支援訓練を受講するためには、「特定求職者」としての要件を満たす必要があります。【要件は裏面下部(注)をご確認ください。】		
定員	30名	受講申込者が定員の半数に満たない場合は、訓練が中止となる場合があります。	

募集期間	令和5年1月26日(木) ~ 令和5年2月22日(水) (注) (注)受講申込みをするためには、ハローワークで複数回の相談を行うことが条件になります。このため、2月21日(火)までにハローワークで初回の相談を行う必要があります。適切な訓練コースの選択ができるように、お早めに住所管轄のハローワークにご相談ください。		
訓練実施施設の見学	可	見学可能日	令和5年1月26日より令和5年2月22日、10時~16時の間で、随時受付。(事前連絡要/土日祝日は休み)
受講申込書提出場所	〒816-0802 福岡県春日市春日原北町四丁目20-2 シャンポール春日原2階		
選考試験実施日	令和5年3月3日(金)	選考結果発送日	令和5年3月10日(金)
選考試験実施場所	〒816-0802 福岡県春日市春日原北町四丁目20-2 シャンポール春日原2階		
選考方法	面接	持参する物	特になし

訓練実施施設名	一般社団法人全日本コンディショニングコーチ協会 春日原教室		
訓練実施施設の所在地	〒816-0802 福岡県春日市春日原北町四丁目20-2 シャンポール春日原2階		
電話番号(お問い合わせ先)	092-588-6555	お問い合わせ担当者	田中 美紀
駐車場の有無、台数及び料金	無 近隣にコインパーキング有/有料	最寄駅等	西鉄 春日原駅より 徒歩約3分 JR春日駅より 徒歩約4分
駐輪場の有無、台数及び料金	無 近隣に市営駐輪場有/無料		

訓練施設PR欄(過去の訓練の実績、就職率、就職先、訓練の特徴等)

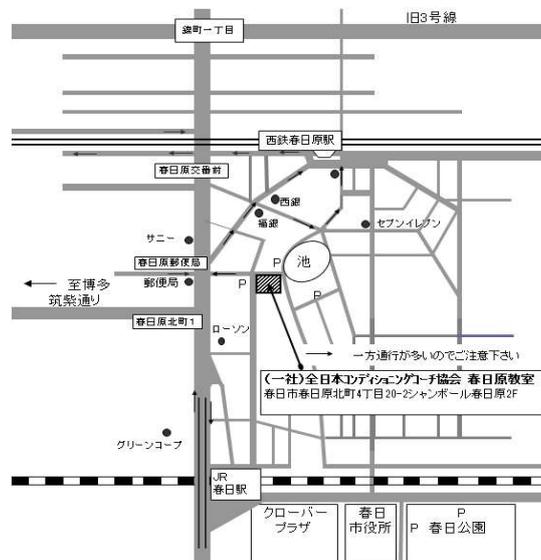
説明会随時開催

一部オンライン対応(希望者のみ)訓練があります。(キャリアコンサルティングのみ)
オンライン訓練に必要な通信設備やPCの貸与はありません。
オンライン訓練の詳細につきましては直接お問合せください。

今注目のトレーニングインストラクター! 専門的な知識や技術、指導経験が広く求められる職業ですが、一般サービス業に従事する人達と同様、マナーやコミュニケーション能力も必要となります。当校では**即戦力として活躍できるトレーナー**を目指していただくための、カリキュラムを準備しております。このコースの講義を担当する講師陣は、現役の指導者や大学教員など経験豊富。**初心者の方にも分かり易く**、充分満足頂ける講座内容と自負しております。

修了生の就職

- 例: * 福岡市内公共体育館【トレーニング指導員】
* 介護施設【デイサービス機能訓練補助】
* 24時間フィットネスジム【ジムインストラクター・パーソナルトレーナー】
* 福岡地域大手トレーニングジム【パーソナルトレーナー】



託児サービスの提供は、生後10ヶ月以上からが対象です。
また、人数に制限がある場合がありますので、お問合せください。

訓練カリキュラム

訓練実施機関名： 一般社団法人全日本コンディショニングコーチ協会

訓練目標 (仕上がり像)	トレーニングの基礎を理論・実技の両面から理解し、スポーツトレーニング指導や介護予防の運動など、個々の体力や目的に応じたトレーニングメニューを作成し、指導ができる人材を育成								
訓練修了後に取得 できる資格	名称(フィジカルトレーニングコーチBASIC)	認定機関((一社)全日本コンディショニングコーチ協会)	✓	任意受験					
	名称(ボディメイクインストラクター)	認定機関((一社)全日本コンディショニングコーチ協会)	✓	任意受験					
	名称(フィジカルトレーニングコーチADVANCE(運動機能訓練指導者))	認定機関((一社)全日本コンディショニングコーチ協会)	✓	任意受験					
訓練概要	身体の仕組みから詳しく学習することで、個々の体力や目的に応じたトレーニングメニューを実際に作成し指導ができるようになる。また指導者として必要なコミュニケーションスキルやプレゼンテーションスキルを学ぶ。【オンライン対応コース】								
訓練 内容	科目	科目の内容					訓練時間		
	入校式・オリエンテーション・修了式	入校式、訓練の概要説明(2H) 修了式(2H)							
	解剖学	運動骨格器系、筋系、呼吸循環器系、神経系の構造と役割					54時間		
	運動生理学	運動によるエネルギーの生産、身体組成、筋持久力、体力の解釈と測定方法					48時間		
	トレーニング科学	トレーニングの流れ、トレーニングの目的と指導方法、トレーニングメニュー作成のポイント、トレーニングの為のカウンセリング、目的別(技術向上・体力維持)・対象者別(ジュニア・アスリート・低体力者)コンディショニング方法					45時間		
	コンディショニング	身体の状況・状態の把握と改善方法、栄養と食事管理、健康管理					24時間		
	トレーニングプログラム	目的別(技術向上・体力維持等)・対象者別(ジュニア・アスリート・低体力者)トレーニングプログラムの事例と立て方					21時間		
	実践スキル講習	ヒアリングの方法、接客、プレゼンテーションのスキルアップ、コーチングの技法、メンタルトレーニング、安全衛生(3H)					27時間		
	就職支援	履歴書、職務経歴書の作成の方法、面接の受け方、ジョブ・カードの作成方法					6時間		
	トレーニング演習	部位別の筋力アップトレーニングの方法と指導手順、目的別のウォーミングアップから各種トレーニング					51時間		
	測定評価演習	アライメントチェック、関節可動域・筋力測定評価、動作分析後の改善トレーニング					30時間		
	体幹トレーニング	体幹の強化とバランス改善のためのトレーニング方法と指導手順					39時間		
	ピラティス	呼吸法、ピラティスエクササイズの実践と指導手順					36時間		
	実務演習	クライアントの要望や状況に応じた個別指導やチーム指導の助言の方法、ケーススタディと実務演習					39時間		
	プログラム演習	目的別(技術向上・体力維持)・対象者別(ジュニア・アスリート・低体力者、介護予防、生活習慣病予防)に対するトレーニングプログラムの作成演習					21時間		
	ストレッチ	ウォーミングアップ、静的ストレッチ、動的ストレッチ、PNF法、パートナーストレッチの手法、指導手順					45時間		
	指導演習	ジュニアの目的別技術向上、アスリートの目的別技術向上・体力維持、介護予防の運動、生活習慣病予防の運動に対する指導計画の立て方と実践、トレーニング方法の改善指導					60時間		
	総合演習	トレーニング目的の説明からトレーニングプログラムに沿った指導、結果に対するフィードバック、テーマに沿ったの実践演習					60時間		
	企業実習	✓	実施しない		実施する	※実施する場合、カリキュラムは別途作成し、総時間のみ記入してください。			
	職場見学、職場体験、職業人講話	【職業人講話】「お客様をファンにする接遇」 Win代表					3時間		
【職業人講話】「介護施設の現状と改善」 介護施設指導員					3時間				
訓練時間総合計	612時間	学科	225時間	実技	381時間	企業実習	時間	職場見学等	6時間
受講者の負担する費用	教科書代	10,890円					合計	10,890円	
	その他()	0円							
	備考(通信費、託児サービス内容のうち実費負担分が別途発生)								
受講生の負担する費用の注意点	フィジカルトレーニングコーチBASIC認定試験料及び登録料(任意)・・・実費21,000円 ボディメイクインストラクター認定試験料及び登録料(任意)・・・実費21,000円 フィジカルトレーニングコーチADVANCE(運動機能訓練指導者)認定試験料及び登録料(任意)・・・実費21,000円 ※受講決定後、令和5年3月13日までに受講辞退の連絡がない場合は、テキスト代(10,890円)を負担していただきます。								
備考	※ 金額は、すべて税込みです。								

(注1) 求職者支援訓練を受講できる方は、下記の全ての要件を満たす「特定求職者」です。

- ① ハローワークに求職の申し込みをしていること
 - ② 雇用保険被保険者や原則として雇用保険受給者でないこと
 - ③ 労働の意思と能力があること
 - ④ 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと
- * 在職中(週所定労働時間が20時間以上)の方、短時間就労や短期就労のみを希望される方などは、原則として特定求職者に該当しません。



(注2) ハローワークで職業相談を受け、現在有する技能、知識等と労働市場の状況から判断して、就職するための職業訓練を受講することが必要と判断された方に対して、次回の職業相談時に適切な訓練コースの受講申込書が交付されます。(初回の相談時においては、受講申込書は交付されません。)当該受講申込書を募集期間内に訓練実施機関までご提出願います。

(注3) 求職者支援訓練を受講する方は、就職支援措置の実施に当たるハローワーク職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければなりません。